

I 海外遠征承認申請

関係規定・・・基本規定 134 条[海外における競技]

第 134 条[海外における競技]

加盟登録チームまたは選手が外国を訪問して競技を行おうとするときは、事前に本協会の承認を得なければならない。

注意事項及び作成要領

- ① 海外遠征に出発する日の前々月の末日までに書式1により、日本協会に提出してください。
- ② 添付書類
申請時；
 - ・ 当該チームの申請書
 - ・ 参加者名簿（選手団責任者、役員、選手名記入のこと）
 - ・ 日程（案）
 - ・ 遠征先協会または大会主催者発行の承諾書または招請状
- 遠征終了後；
 - 日本協会より提出の要望があった場合；
 - ・ 遠征報告書
- ③原則として、申請料 5,250 円(※)は後日、日本協会から請求し、毎月の都道府県サッカー協会との決裁システムの中での相殺となります。
(※)2014 年 4 月 1 日からの消費税率変更に伴い、2014 年 4 月 1 日以降の申請案件につきましては申請料を **5,400 円(税込)**に変更させていただきます。2014 年 3 月 31 日までの申請案件は旧税率となります。
- ④本協会の承認を得ずに海外遠征を行なった加盟チームまたは選手は、基本規定 120 条により処分の対象となりますのでご注意ください。
- ⑤ 本協会は、海外遠征承認後に遠征先協会にその旨を通知します。
- ⑥ その他不明な点は、本協会事務局国際部までお問い合わせください。

以上